

令和 8 年 8 月 2 5 日
企画総務部契約検査室

指名停止の措置について

1. 業 者 名

前田建設工業株式会社 九州支店
福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 14-1

2. 事実概要

前田建設工業株式会社の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになった。

3. 指名停止の理由

大牟田市指名停止等措置要綱別表第 2 第 9 号（不正又は不誠実な行為）に該当することから指名停止措置を講ずるもの。

4. 指名停止の期間

令和 8 年 8 月 2 5 日～令和 8 年 1 0 月 2 4 日（2 月）

【参考】

大牟田市指名停止等措置要綱 別表第 2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 1 8 月以内